

令和7年12月15日
区民文教委員会資料
区民部戸籍住民サービス課

住民基本台帳カードの廃止について

1 目的及び概要

住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）は、平成28年1月から個人番号カードの発行が開始したことに伴い、平成27年12月をもって発行が終了した。本区においては、平成27年12月28日に発行が終了しており、住基カードの有効期限は発行日から10年であることから、区が発行した住基カードの有効期限は、最長で令和7年12月27日となる。

そのため、令和7年12月をもって住基カードを廃止し、以下のとおり関係条例を改廃する。

2 改廃する条例及び内容

（1）廃止

住基カードを廃止するため、東京都台東区住民基本台帳カード利用条例を廃止する。

（2）一部改正

東京都台東区印鑑条例の規定のうち、「住基カード兼印鑑登録証」の文言を削除する等の改正を行う。

（3）施行日

一部の規定を除き令和8年1月1日

3 区民への対応

住民基本台帳カードに印鑑登録証の機能を追加して利用されていた方については、区役所または区民事務所・区民事務所分室窓口にて通常の印鑑登録証と引き換えを行っており、引き続き対応する。

第85号議案 東京都台東区住民基本台帳カード利用条例を廃止する等の条例 新旧対照表

第2条の規定による東京都台東区印鑑条例の一部改正

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| (印鑑登録証の引替交付) <p>第10条 印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）は、印鑑登録証が著しく汚損又は毀損したときは、規則で定める申請書に当該印鑑登録証を添えて引替交付を申請することができる。</p> | (印鑑登録証等の引替交付) <p>第10条 印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）は、印鑑登録証又は印鑑の登録を受けている旨を記録した住民基本台帳カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の法第30条の44第1項に規定するカードをいう。）（以下「住基カード兼印鑑登録証」という。）が著しく汚損又はき損したときは、規則で定める申請書に当該印鑑登録証又は当該住基カード兼印鑑登録証を添えて引替交付を申請することができる。</p> |
| (削除) | (多目的利用廃止に伴う印鑑登録証の交付) <p>第10条の2 住基カード兼印鑑登録証の交付を受けている者は、東京都台東区住民基本台帳カード利用条例（平成15年6月台東区条例第26号）第2条第2号に規定する多目的利用を廃止しようとするときは、区長に申請しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、住基カード兼印鑑登録証に、印鑑登録証の廃止を記載した上で返付し、第9条第1項に規定する印鑑登録証を交付するものとする。</p> |
| (印鑑登録証の亡失の届出) <p>第11条 印鑑登録者は、印鑑登録証を亡失したときは、規則で定める届書により直ちにその旨を届け出なければならない。</p> | (印鑑登録証等の亡失の届出) <p>第11条 印鑑登録者は、印鑑登録証又は住基カード兼印鑑登録証（以下「印鑑登録証等」という。）を亡失したときは、規則で定める届書により直ちにその旨を届け出なければならない。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(登録廃止の申請)</p> <p>第14条 印鑑登録者は、印鑑の登録を廃止しようとするときは、規則で定める申請書に<u>印鑑登録証</u>を添えて申請しなければならない。</p> <p>2 印鑑登録者は、登録されている印鑑を亡失したときは、規則で定める申請書に<u>印鑑登録証</u>を添えて、直ちに当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。</p> | <p>(登録廃止の申請)</p> <p>第14条 印鑑登録者は、印鑑の登録を廃止しようとするときは、規則で定める申請書に<u>印鑑登録証等</u>を添えて申請しなければならない。</p> <p>2 印鑑登録者は、登録されている印鑑を亡失したときは、規則で定める申請書に<u>印鑑登録証等</u>を添えて、直ちに当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。</p> |
| <p>(印鑑登録の<u>抹消</u>)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>印鑑登録証</u>の亡失の届出をしたとき。</p> <p>(3)~(8) (略)</p> <p>(8) 前各号に定めるもののほか、印鑑登録者について<u>抹消</u>すべき理由が生じたとき。</p> <p>2 前項の場合において、同項第5号、第6号又は第8号の規定により印鑑登録の<u>抹消</u>を行うときは、当該印鑑登録者にその旨を通知するものとする。</p> | <p>(印鑑登録の<u>まつ消</u>)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>印鑑登録証等</u>の亡失の届出をしたとき。</p> <p>(3)~(7) (略)</p> <p>(8) 前各号に定めるもののほか、印鑑登録者について<u>まつ消</u>すべき理由が生じたとき。</p> <p>2 前項の場合において、同項第5号、第6号又は第8号の規定により印鑑登録の<u>まつ消</u>を行うときは、当該印鑑登録者にその旨を通知するものとする。</p> |
| <p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第18条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、<u>印鑑登録証</u>を提示して、規則で定める申請書により申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、東京都台東区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（令和2年3月台東区条例第1号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、<u>印鑑登録証</u>の提示を要しないものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 移動端末設備用利用者証明用電子証明</p> | <p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第18条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、<u>印鑑登録証等</u>を提示して、規則で定める申請書により申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、東京都台東区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（令和2年3月台東区条例第1号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、<u>印鑑登録証等</u>の提示を要しないものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 移動端末設備用利用者証明用電子証明</p> |

| | |
|---|--|
| <p>書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した電磁的記録媒体（同項に規定する主務省令で定める電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号</u>に規定する移動端末設備をいう。）</p> <p>（印鑑登録証明の制限）</p> <p>第19条 区長は、前条第1項の規定による申請に際し、印鑑登録証を提示した者に対してのみ、印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> | <p>書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した電磁的記録媒体（同項に規定する主務省令で定める電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号</u>に規定する移動端末設備をいう。）</p> <p>（印鑑登録証明の制限）</p> <p>第19条 区長は、前条第1項の規定による申請に際し、印鑑登録証を提示した者<u>又は住基カード兼印鑑登録証を提示し、かつ、住基カード兼印鑑登録証に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令（平成27年総務省令第76号）第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）第43条第1項に規定する暗証番号を入力した者</u>に対してのみ、印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> |
| 2 (略) | 2 (略) |

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第2条中東京都台東区印鑑条例第18条第3項第2号の改正規定は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

（東京都台東区住民基本台帳カード利用条例の廃止に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による廃止前の東京都台東区住民基本台帳カード利用条例（以下「旧条例」という。）第3条に規定する印鑑登録証明書の交付サービスを受けていた者については、旧条例第4条及び第5条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(東京都台東区印鑑条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日前に印鑑の登録を受けていた旨を記録した住民基本台帳カードの交付を受けていた者については、第2条の規定による改正前の東京都台東区印鑑条例第10条の2、第11条、第14条及び第15条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。